

[チーム研究1] 子ども虐待に関する研究 (主任研究者 高橋重宏)

子ども虐待に対応する児童福祉司の意識に関する研究

子ども家庭福祉研究部 高橋重宏・才村 純
谷口和加子・山本真実
庄司順一 (青山学院大学)
嘱託研究員 中谷茂一 (聖学院大学)
荒川裕子・阿部優美子
厚生省児童家庭局企画課 前橋信和
厚生省児童家庭局家庭福祉課 森 望

要 約

本研究は、全国174カ所の児童相談所の子ども虐待に対応する児童福祉司 1,312人を対象とした日本で初めての意識調査である。本調査研究により児童福祉司が抱える課題が明らかになった。特に、子ども虐待数が増加し、対応困難なケースが急増している。だが、ソーシャルワーク実践の専門性を体得している児童福祉司が少ないという制度的な問題も明らかになった。ソーシャルワークを体得した児童福祉司を確保するための研修が急がなければならない。

見出し語：子ども虐待、児童相談所、児童福祉司、ソーシャルワーク

Team Research 1:

A Study of the Knowledge and Attitudes of Child Protection Workers Who are Dealing with Child Abuse

Shigehiro Takahashi, Jun Saimura, Wakako Taniguchi, Shigekazu Nakatani, Mami Yamamoto, Yuko Arakawa, Yumiko Abe, Junichi Shoji, Nobukazu Maehashi, Nozomu Mori

Abstract:

This study is based on the survey of 1,312 child protection workers working in 174 Child Guidance Centers across the country and is the first national survey to look at the attitudes of child protection workers working with children who are being abused. From this survey a number of issues faced by child protection workers have become clear. Especially evident are the fact that the incidence of child abuse has greatly increased and that difficult cases have also risen significantly. However, on the other hand, there is also a critical lack of child protection workers with appropriate professional social work training to meet the increased demand. The study points to an urgent need to recruit and train child protection workers with social work skills.

Key words:

Child abuse, child guidance center, child protection worker, social work

I. 研究目的と方法

1. 目的

これまで、児童相談所の活動や運営に関する調査研究のほとんどは相談所単位を対象とし、所長や管理職、一部の児童福祉司が相談所を代表する形で質問に回答する調査方法であった。そのため、相談所という「機関」としての運営や各種相談への対応の実態や意識の一端は明らかになったが、全国的なレベルでの児童福祉司個人の対応の実態や意識に関する調査研究が不足していたといえる。

近年、子ども虐待への社会的対応として児童相談所が注目されてきたが、そこで働く児童福祉司一人ひとりの虐待・ネグレクトに関する対応や意識の実態を把握し、職員の研修や制度的な課題を議論する基礎的データをを得ることを目的として本研究は設計された。

2. 対象と方法

児童福祉司一人ひとりの回答を把握するため全国の児童福祉司1312人を対象とし、あくまでも職員の一人としての回答を得るため、所長は対象外とした。調査期間は、1999年10月5日から11月17日まで、質問紙による自計式で、相談所への一括送付・配布後回答した調査票は個別に返送とした。

II. 調査結果

1. 回収状況

調査票配布数は1312票、回収数が703票、回収率53.6%で有効票は703票であった。

2. 基本属性

2.1. 回答者性別

男性が430(61.2%)、女性が269(38.3%)、無回答が4(0.6%)となっている。

2.2. 回答者年齢

40歳台が最も多く266(37.8%)、次いで50歳台183(26.0%)、30歳台159(22.6%)、20歳台88(12.5%)、60歳台2(0.3%)となっている。

2.3. 児童相談所通算勤続年数

3-5年が最も多く197(28.0%)、次いで1-3年180(25.6%)、6-10年132(18.8%)、11年以上125(17.8%)、1年未満63(9.0%)となっており、5年以下の職員が約6割を占めている。

これを任用資格別にみると、2号規定適用者では10年以下が287人と同号適用者の75.7%であるのに対し、5号規定適用者では127人と同号適用者の88.2%

を占めている。また、経験16年以上の人では2号規定適用者が52(13.8%)であるのに対し、5号規定適用者は9人で5号規定適用者全体の6.3%に過ぎない。5号規定適用者では経験の浅い人が多く、短いサイクルで異動する一般事務職が多く含まれているからではないかと思われる。

2.4. 福祉現場通算経験年数

11年以上が270(38.4%)と最も多く、次いで1-5年が148(21.1%)、6-10年が131(18.6%)、1年未満が126(17.9%)の順となっており、児童相談所では比較的経験が浅くても福祉現場の経験は長い人が多い。

これを任用資格別にみると、2号規定適用者では10年以下が207人と同号適用者の56.2%であるのに対し、5号規定適用者では97人と同号適用者の69.8%を占めており、児童相談所における経験年数同様、5号規定適用者については福祉現場においても経験の浅い人が多くなっている。

2.5. 現在の児童相談所に勤務する前の部局

他の児童相談所等児童福祉関係の部署から現在の児童相談所に来た人が233(33.2%)、福祉事務所から来た人が127(18.1%)、児童領域以外の福祉関係の部署から来た人が117(16.6%)、福祉関係の部局以外から来た人が149(21.2%)となっている。

2.6. スーパービジョン担当の有無

回答者のうち、スーパービジョンを役職として担当している人が110(15.6%)、担当していない人が584(83.1%)となっている。

5号規定適用者でスーパービジョンを担当している人は同号適用者の6.2%であるのに対し、2号規定適用者の19.1%がスーパービジョンを行っている。

2.7. 児童福祉司の任用資格

2号規定適用者が380(54.1%)と最も多く、次いで5号規定適用者145(20.6%)、4号規定適用者90(12.8%)、1号規定適用者54(7.7%)の順となっている。なお、3号規定適用者はいなかった。

2.8. 大学での専攻

社会福祉学や心理学、教育学等、児童福祉に関連した科目を専攻した人は420(59.8%)と過半数を占めているが、「その他の科目」の専攻者も179人で全体の約1/4を占めている。また、大学に行っていない人も71(10.1%)みられた。

3. 担当ケース数と適当なケース数

1999年10月1日現在の担当ケース総数を実数で回答してもらい、9カテゴリに再集計したところ、「1～50ケース」126(17.9%)、「51～100ケース」175(24.9%)、「101～150ケース」128(18.2%)にほとんど集まっているが、151ケース以上も89(12.6%)いる。

内訳をみると99年4月以降の新規受理ケースは、「1～50ケース」433(61.6%)、「51～100ケース」108(15.4%)が多く、以前からの在宅による指導措置・継続指導中ケースは、「1～50ケース」に521(74.1%)と8割近くの回答を占めている。施設措置・里親委託中ケースでは、「1～50ケース」265(37.7%)、「51～100ケース」234(33.3%)の範囲が多く、以前からのケースと比べて回答ケース数の散らばりの範囲が広がっている。

こうした実際の担当ケース数に対し、「1人の児童福祉司が常時担当するケース数(新規受理・継続指導・施設措置・里親委託中を含む)はおおむねどのくらいが適当であるとお考えですか」と適当な担当ケース数を質問したところ、「20ケース未満」92(13.1%)、「20～40ケース未満」180(25.6%)、「40～60ケース未満」176(25.0%)、「60～80ケース未満」102(14.5%)の選択肢をあわせて8割近くを占めている。

実際担当しているケース数と比べかなり少ない数字が適当な常時担当数であるとの回答であり、現在の児童福祉司のオーバーワークがうかがわれる結果になっている。

4. 児童福祉司の配置人数に関する意識

「児童相談所の業務を行うのに現在の配置人数では、大変問題がある」と考えている人が376(53.5%)と過半数を超え、「やや問題がある」と考えている人を加えると、8割以上が問題があると考えている。「問題ない」と考えている人は、4.6%にすぎない。

さらに、「やや問題がある」「大変問題がある」と答えた人にその理由を質問したところ、「人数が足りないため、ひとつひとつのケースに丁寧に対応できない」を1番目の理由として考えている人が372(57.1%)で過半数を超えた。2番目の理由としてあげた人を加えると9割を超える。「人数が足りないため、通告・相談に対し即応体制がとれない」を1番目の理由としてあげた人は35.1%で、2番目の理由としてあげた人を加えると7割を超える。3番目の理由として「自己研修の時間がとりにくい」をあげた人は、322(49.4%)と、

人員不足からケースの対応と自己研修に関し問題を感じていることがあらわれている。

5. 児童相談所への関心の高まりについて

「職員の人数を増やさずに期待だけされても困る」と感じる人は1番目が299(42.5%)、2番目が224(34.7%)、3番目が55(7.8%)とあわせて8割以上の人があげた。

「児童相談所への関心が高まることは好ましいと思う」と感じる人は1番目が203(28.9%)、2番目が72(10.2%)、3番目が208(29.6%)とあわせて7割の人があげた。

「職員の専門性を高めずに期待だけされても困る」と感じる人は1番目が158(22.5%)、2番目が280(39.8%)、3番目が106(15.1%)とあわせて7割以上の人があげた。

「マスコミによる虐待ケース対応に関する報道内容はおおむねそのとおり」と感じているのは、1番目から3番目まですべてを加えても12.8%に留まった。「児童相談所への関心が高まることは好ましくないと思う」と感じている人は、すべてを加えても5.0%だった。

6. 虐待の通告に対する認識

「虐待の通告」の認識に関する質問では、「電話および来所・文書によるもの」を正式な通告と認めたものが605(86.1%)であったのに対し、「来所・文書によるもの」、「電話による訴えだけ」を正式な通告と認めたものはそれぞれ半数にも満たなかった。また、3つの選択肢をすべて選択している人の割合は242(34.4%)であり、1つしか選択していない人は385(54.8%)で半数以上を占めていた。

7. 立入調査の経験の有無と躊躇する理由

立入調査の経験を尋ねた質問に対し、「1回だけある」と答えた人、及び「複数回ある」と答えた人は1割にも満たず、立入調査の経験が今までにないものが8割以上と大部分を占めていた。

立入調査を躊躇する理由を尋ねた質問で多かった回答の内容は、立入調査により「保護者との摩擦が大きくなり後の関わりが難しくなる」286(40.7%)、「保護者が応じるかどうか分からないので実際の効力に疑問があり、他の手だてを取る方が現実的である」211(30.0%)であった。「上司」や「所長」との関係や「手続きの煩雑さ」を問題としているものはそれぞれ1割程度にとどまった。

また、「虐待の確証が得られないので行えない」は131(18.6%)の人が1番目の理由として挙げている。

8. 初期対応時の所内チーム体制の原則

初期対応における所内でのチーム体制の実際は、2人以上で担当することを原則としているものが508(72.3%)であった。「1人で担当する」と回答したものは131(18.6%)、「その他」が52(7.4%)であった。

また、初期対応の体制についての考えに関する質問では、「各児童相談所に特別な専門チームが必要である」と回答したものが403(57.3%)で最も多く、「各児童相談所の管轄を越えた広域の特別な専門チームが必要である」202(28.7%)で、「各児童相談所に特別な専門チームが必要である」と回答したものと合わせて、専門的に対応する体制を必要とする回答は605(86.0%)に上る。

一方、「児童相談所の担当福祉司がそれぞれ行えばよい」と回答したものは、52(7.4%)にとどまっている。

9. 虐待ケースへのよりよい対応

虐待ケースの対応をより良くするために必要な点について尋ねた。1番目の課題として多く選択されている項目は「児童福祉司の増員」225(32.0%)、「詳細な立法化」141(20.1%)、「児童相談所の法的権限の強化」134(19.1%)であった。また、「弁護士」や「警察」など他の専門職との連携を2番目、3番目の課題として挙げているものが比較的多くみられた。これは、まず職員の増員や法的な制度の整備といった土台ともいうべき部分を確立し、その上で他機関との連携といった、業務をより効果的に行うための部分を整えていくことが求められていることがうかがわれる。

10. 他児童相談所・他機関・専門職との連携

他児童相談所・他機関・専門職との連携の課題について、重要なものから順に回答して頂いた結果、1番目には「虐待の認識の統一」が258(36.7%)、2番目は「役割分担の明確化」が165(23.5%)、3番目には「子どもの問題に詳しい弁護士の協力」が107(15.2%)であった。

11. スーパービジョン

スーパービジョンにおける課題において重要なことを重要な順に回答して頂いた。1番目は、「役職にとられないスーパーバイザーの設定が必要」が357(50.8%)。2番目には、「児童相談所外の専門家によるスーパービジョンが必要」が218(31.0%)であった。

12. 虐待ケース対応に関する児童福祉司の意識

児童福祉司個人の価値意識が虐待ケースへの対応に何らかの影響を及ぼすかを測定するために、一時保護や立入調査、親子分離などに関する考えを相反する対応文を択一する形式で質問を設定した。

12.1. 虐待者の父母別による一時保護実施への影響

「父親が虐待者で母親は虐待者でない場合、できれば一時保護を避け在宅指導で対応するのが望ましい」は124(17.6%)で、一方、「母親が虐待者で父親は虐待者でない場合、できれば一時保護を避け在宅指導で対応するのが望ましい」は93(13.2%)と、わずかではあるが(統計学的有意差はあり)母親が虐待者でない場合、在宅で指導を選択する回答が増えている。

12.2. 子どもの安全と保護者の同意

「子どもの安全が確信できない場合で保護者の同意が得られない場合は、一時保護をする方が望ましい」が627(89.2%)で9割近い。一方、「子どもの安全が確信できない場合で保護者の同意が得られない場合は、一時保護はせず在宅で関わりを継続する方が望ましい」が57(8.1%)と少数であるが保護者の同意を優先する回答である。

12.3. 立入調査と親子分離に関する意識

「立入調査は親子分離になっても子どもを保護するために必要ならば行うべきである」が636(90.5%)で「立入調査は親子分離につながるから子どもを保護するためには他の手段で対応すべきである」は50(7.1%)であった。

12.4. 親子分離に関する意識

「親子分離は最後の手段でありなるべく避けるべきである」284(40.4%)、「親子分離は対応の一方法として積極的に行うべきである」399(56.8%)と親子分離に関しては回答が大きく2つに分かれた。

12.5. 児童相談所の即応体制に関する意識

勤務体制について、「将来は、虐待ケースに関しては24時間即応できるような勤務体制をとるほうがよい」354(50.4%)と半数が将来的に24時間体制の必要性を感じており、あとの半数は、24時間体制を急務とする「早急に、虐待ケースに関しては24時間即応できるような勤務体制をとるべきである」が195(27.7%)、現状維持とする「現在の勤務体制で、虐待ケースに関しては対応できる」136(19.3%)という回答である。

12.6. 児童福祉司の任用資格に関する意識

「児童福祉司の採用・任用とも現状のままでよい」は16(2.3%)と少なく、「児童福祉司は必ず福祉専門職採用すべきである」312(44.4%)が一番多く、次いで「児童福祉司は福祉専門職採用でなくてもよいが任用資格を厳格に適用すべきである」271(38.5%)、「児童福祉司は必ずしも福祉専門職採用でなくてもよい」101(14.4%)という回答であった。

13. 主任児童委員との連携

1999年に厚生省は、子ども虐待防止のための拠点として児童相談所20ヶ所を選び、各地域で核になる主任児童委員らの研修を行い、子ども虐待のセーフティ・ネットワークのメンバーとして活躍してもらうことを発表した。それを踏まえて、本調査では児童福祉司と主任児童委員の連携の現状について質問を行った。

13.1. 主任児童委員との連絡の有無

連絡をしている（「頻繁に連絡をしている」＋「時々連絡をしている」の合計）は412（58.6%）で、連絡をしていない（「ほとんど連絡をしていない」＋「全く連絡をしていない」）は277（39.4%）である。

13.2. 主任児童委員と連絡を取る理由

「地域の情報に詳しいから」が256（62.1%）で最も多く、次に「その後の在宅支援につなげるため」が206（50.0%）という結果であった。全体の回答の傾向をみても、在宅支援に結びつく項目への回答選択が多い。

13.3. 主任児童委員と連絡を取らない理由

「専門性に不安があるから」が111（40.1%）で最も多く、次に「児童福祉司が自分で対処する方が迅速だから」が103（37.2%）となっていた。

13.4. 主任児童委員が虐待ケースの発見・通告に機能しているか

機能している（「十分に機能している」＋「機能している」）が235（33.5%）、機能していない（「ほとんど機能していない」＋「全く機能していない」）が445（63.3%）という結果であった。

13.5. 主任児童委員との連絡促進に必要な機能

「児童福祉司と主任児童委員が日常的に顔を合わせる場の設定」405（57.6%）、「研修制度と内容の充実」389

（55.3%）が特に高い割合で回答された。

14. 施設措置・里親委託された子どもと面接する頻度

「施設措置された担当の子ども」との面接頻度については、「頻度の高いケース」では「1ヶ月に1回程度」が最も多く、全体の3割程度であった。一方、「頻度の低いケース」では、「数年に1回程度」あるいは「1年に1回程度」と回答しているものが7割にも上っている。

「里親委託された担当の子ども」については「頻度の高いケース」では「数年に一回程度」を除いた選択肢の間に大きな差はない。つまり、「1年に1回程度」「半年に1回程度」でも頻度が高いと認識されている割合が比較的高い。一方、「頻度の低いケース」では、傾向としては「施設」の場合と同様であるが、「施設措置されたケース」と比較すると「無回答」が多く、その数は全体の3割を占めるという結果であった。これについては、回答の他に得られたコメントにより、里親ケースを扱ったことがない人が多いということが明らかになっている。

15. 児童福祉審議会諮問について

「児童福祉審議会諮問」に対して、「積極的に活用したい」と考えている人は183（26.0%）と3割にも満たず、「あまり活用する気はない」「全く活用する気はない」と言った否定的な回答があわせて4割以上に上る。また、「積極的に活用」と同程度の割合で「よくわからない」という回答がみられた。

また、他の質問との関連をみてみると、「積極的に活用したい」と答えている人は「全く活用する気はない」と答えている人よりも「近年の児童相談所への関心の高まり」に関して肯定的な意見を持っていた。前者は、「通告を受けて行う初期の調査・対応の体制」に対して「担当児童福祉司がそれぞれ行う」よりも「広域の特別な専門チームが必要」と認識し、「一時保護に関する意識」に関しては、「望ましい」と答えている割合が有意に高かった。

更に「児童福祉司の業務」についての質問において「連携の困難度」に対し「やりやすい」と感じ、「主任児童委員の機能」や、「第434号通知」「第13号通知」「子ども虐待対応の手引き」などについても「機能している」「役に立った」「適切である」といった肯定的な評価をしている割合が有意に高かった。

結果を概観すると、外部に開放的な意識を持っている人が児童福祉審議会諮問について積極的に活用したいと考えていることが読みとれる。つまり、外部や内

部における連携や、各通知・手引きを積極的かつ効果的に運用しようとする人は中立的な立場で関わる審議会を肯定的に捉えている。それに対し、そうでない人はこれらについて保守的・消極的であり、審議会に対しても否定的な評価を有していた。現在の福祉全体の潮流をふまえれば、児童福祉施設に関しても地域に開かれた資源であることがますます求められている。

16. 虐待対応に関する諸通知の周知と評価

16.1. 434号通知について

本通知は、従前より法解釈に疑義があったり曖昧であった部分について解釈を明確にするなど、児童相談所等における適切な法運用を期するために発出された、いわば児童虐待の対応に関する基本的な通知であり、児童相談所職員とりわけ児童福祉司にはその内容の熟知が期待される場所である。しかし、全文を読んだのは337(47.9%)で半数にも満たず、通知の存在すら知らない人が80(11.4%)もいた。

児童相談所における通算経験年数との関係についてみると、「全文読んだ」では1年未満の人が10人(1年未満の人は全体の3.0%)であるのに対し、11年以上が83(11年以上の人は全体の24.7%)、「知らない」では1年未満が23(同29.5%)、11年以上が5人(同6.4%)となっており、概ね経験年数が長くなるほど全文を読む率が高くなり、逆に、新任職員では通知の存在を知らない率が高くなっている。スーパービジョン等、新任職員への組織としての訓練・教育のあり方が問われているといえる。

通知に対する全体の印象では、「理解できるが現実合っていない」238(33.9%)が、「適切である」147(20.9%)を上回っており、どこがどのような理由で「現実合っていない」のか詳細な調査が必要と思われる。

業務への効果では、「やや役に立った」とする回答が359(51.1%)で最も多く、次いで「ほとんど役に立たなかった」が170(24.2%)となっており、「大変役に立った」は42(6.0%)しかいなかった。これは、本通知が「現実合っていない」とする回答と深く関連するものと思われる。

16.2. 13号通知について

本通知は、虐待ケース受理時の対応や28条や33条の6の積極活用など、児童虐待について児童相談所等が緊急に対応すべき事項について具体的に述べたものであり、434号通知同様、その熟知が期待される場所であるが、「全文読んだ」が342(48.6%)、「知らない」が89(12.7%)となっており、434号通知とほぼ同

じ値となっている。

児童相談所における通算経験年数との関係では、1年未満の経験の浅い職員の中に通知の存在を知らない人が多い等、434号通知とほぼ同様の結果となっている。

通知に対する全体の印象では、「理解できるが現実合っていない」が246(35.0%)で、「適切である」152(21.6%)を上回っており、これも434号通知とほぼ共通した結果となっている。

なお、13号通知と434号通知との通読状況の関係をみると、13号通知を全て読んだ人のうち、293(86.4%)が434号通知も全文を読んでおり、13号通知を知らない人のうち、59(66.3%)が434号通知も知らないと回答している。

業務への効果については、「やや役に立った」が343(48.8%)で最も多く、次いで「ほとんど役に立たなかった」167(23.8%)、「大変役に立った」が39(5.5%)の順となっている。

16.3. 「子ども虐待対応の手引き」について

「子ども虐待対応の手引き」は児童相談所及び児童福祉施設向けに作成された虐待対応の具体的なノウハウを解説したものであり、関係職員の「座右の銘」ともいえるべきものである。「一部を読んだ」のが420(59.7%)、次いで「全部を読んだ」のが152(21.6%)と、81.3%の人が全部もしくは一部を読んでおり、434号通知や13号通知より多くの人を読んでいることになる。本手引きは、実務において困ったときに事典感覚でひもとくよう意図されたものであり、一部を読んだ人が具体的にどこを読み、どのような印象をもったのか、さらに詳細な調査が望まれる。

なお、「子ども虐待対応の手引き」と13号通知や434号通知の通読状況との関係をみると、「手引き」を全て読んだ人のうち、119(79.9%)が13号通知も全文を読んでおり、「手引き」を知らない人のうち、29(74.4%)が13号通知も知らないと回答している。また、「手引き」を全て読んだ人のうち、110(73.8%)が434号通知も全文を読んでおり、「手引き」を知らない人のうち、22(56.4%)が434号通知も知らないと回答している。つまり、各種通知を全文読んでいる人は「手引き」も読んでおり、知らない人は通知も「手引き」も知らないという両極化が認められる。

手引きに対する全体の印象では、「適切である」とする回答が252(35.8%)と最も多くなっているが、一方「理解できるが現実合っていない」137(19.5%)、「記述内容がわかりにくい」38(5.4%)、「記述内容が詳細すぎる」38(5.4%)、「記述内容があいまいである」

50(7.1%)といったネガティブな印象を持った人も全体で263(37.4%)もあり、「適切である」とする人を若干上回っている。

業務への効果では、「大変役に立った」126(17.9%)、「やや役に立った」368(52.3%)を合わせると494(70.2%)となり、434号通知や13号通知を大きく引き離している。

手引きの所有状況では、「配付された共同使用の手引きが複数ある」とする回答が270(38.4%)と最も多く、次いで「個人に配付された手引きを持っている」人が240(34.1%)となっており、個人であれ共同であれ、新たに購入した人はほとんどなかった。

使用頻度では、「日常的に使っている」とする回答は52(7.4%)しかいないが、「時々使っている」328(46.7%)と合わせると過半数の人が手引きを使っていることになる。一方、「あまり使っていない」215(30.6%)、「全く使っていない」69(9.8%)とするネガティブな回答も約40%みられた。

手引きの分量では、「今のままでよい」とする回答が271(38.5%)で最も多く、次いで、「もっと簡潔で少ない方がよい」が244(34.7%)、「もっと詳細で多い方がよい」が84(11.9%)という結果になっている。

今後新たに必要内容では、「援助方法のより具体的な説明」197(28.0%)及び「法的な規定や解釈のより詳しい説明」167(23.8%)、「虐待の判断基準のより詳しい説明」91(12.9%)といった、より詳細かつ専門的な実務のノウハウを期待する意見が多くなっている。なお、「ビデオなど視聴覚教材を使用した援助の詳細な説明」等、多面的な教材の作成を望む声が77(11.0%)から出されていることは、今後の課題として留意すべき点である。

17. 虐待への対応についての自由記述回答

17.1. 自由記述回答の分類と結果

「虐待への対応について感じていること」について、自由記述で回答を求めた結果、何らかの記述があったのは335(47.7%)で、回答者全体の約半数であった。

内容は、児童福祉司の業務の現状を反映した多様なものとなっており、特に、現状への批判や問題点、要望など率直な回答が多く寄せられた。一つの回答に複数の内容が含まれているなど、長文も少なくなく、虐待への対応をめぐる問題についての関心の高さ、問題の複雑さがうかがえるものであった。

内容別に分類すると、以下の5分類16項目に大別できた。

(1) 児童相談所の体制整備について

- ① 児童相談所の体制整備・強化
- ② 児童相談所のケア機能と介入機能の分離の必要性
- ③ 福祉司の専門性の向上
- ④ 研修、スーパービジョン体制の改善・強化
- ⑤ 児童福祉司業務における精神的負担
- (2) 関係機関等社会資源の整備
 - ⑥ 法的整備の必要性
 - ⑦ 関係機関、他職種間との連携・協力の強化
 - ⑧ 児童養護施設、一時保護所の整備・改善
- (3) 虐待問題への対応に関する問題点
 - ⑨ 虐待問題の対応・介入の困難さ
 - ⑩ 虐待者(親)・被虐待者(子)へのケアの必要性
- (4) 社会全体での取り組みの必要性
 - ⑪ 子育て支援の中での位置づけが必要
 - ⑫ 国・都道府県等自治体の取り組みが不十分
 - ⑬ 親・国民全体での取組、意識向上が必要
- (5) その他
 - ⑭ マスコミ批判・要望
 - ⑮ 通告・ケースの増加
 - ⑯ その他

児童相談所の現体制における問題・改善点に言及したものが(1)である。全体を通して圧倒的に多くみられた回答である。特に最も多かったのが、①であり、現状では人員・時間不足、業務過多は深刻であり、一つひとつのケースにきちんと対応できないことや虐待以外の児童問題に十分向き合うことができないことへの不満が多くあげられていた。②は、児童を保護する立場でありながら、その児童の親と対峙する立場でもあるという二律背反的な立場の改善が求められている。③は、「1年目の新人のやることではない」「ほとんど素人に近い職員が対応しているのはどうかと思う」など、主に直接対応する児童福祉司の専門性向上の必要性について言及した回答であり、④では、虐待についての上司の理解不足や、法的トラブルを避けようとするあまりに消極的な対応になってしまう所長への批判、などスーパービジョン体制の強化が代表的なものであった。⑤の精神的負担については、①とも大きく関連するが、業務過多からくる肉体的負担とはまた問題を異にする面があるものと考えられるため別項目として分類した。児童問題と向き合う中での様々な心理的負担は切実なものであり、早急な対策が求められている。

また、罰則規定の強化や児童相談所の権限強化などの内容を含む防止法を求める声が大きく、①に次いで最も多い回答が⑥法的整備の強化であった。⑦では、

警察、司法、学校との連携強化を望む声が目立った。協力的でないことに加えて、特に学校では、近年の啓発活動の成果で通告は増えているものの、通告後はすべておまかせで、協力して問題解決にあたる姿勢がみられないという役割の認識不足がみられるようであった。⑧では、一時保護所、児童養護施設の定員増、質の向上等によってもっと利用しやすくする必要性などが挙げられていた。

(3)は虐待への対応に関する問題点である。親子分離と関係づくりとの葛藤や対応に関する明確な判断基準がないことからくる悩みなど、一律に対応できない問題に日々悩む姿がうかがえる。特に、児童相談所と家族との最初の関係づくりとなる初期介入の方法、タイミングの難しさは多く挙げられていた。

後に述べる⑩とも関連して、通告・ケースが増加している今日において、問題に対応するだけではなく、子育て支援の中に虐待の予防を位置づけて、社会全体として取り組んでいく体制が必要だとする意見が(4)である。(5)その他としては、⑭については、調査時点で、虐待や児童相談所の対応がテレビ・新聞等マスコミにとりあげられることが多かったことを反映しているよう。

17.2. 自由記述回答の抜粋

回答例は、分類の該当部分を基本として、一部あるいは全部を引用した。表現は、ほぼ原文の通りであるが、文末表現等内容に関係のない部分のみ紙面の都合上簡潔な表現に修正したものもある。

(1) 児童相談所の体制整備について

① 児童相談所の体制整備・強化

「とにかく人員増をお願いし、的確迅速にかかわれる体制を作ってほしい」

「児相の即応体制は当然のことですが、人的配置が不十分です。7名のワーカーのうち、男性が2名だけというのも問題です。また、ワーカーは処遇だけでなくデスクワークにも追われています。事業、連絡協議会が多すぎます。これらは必要なことですので、何といっても人員増が望まれます」

「現在の職員配置は虐待の問題が少ない過去の尺度」
「通報件数が急増し、虐待への関心が高まりつつあるが、それに対応できるだけの人員・資質が確保されていないため十分な対応ができていないと感じている」

「ケース数が多く対応しきれない。もっと丁寧にやりたいと思っても日々ケースに追われ余裕がない」

「とにかく忙しすぎて通報があつてすぐ動ける体制でないことがまずいと感ずる」

「児童相談所は虐待専門の機関として成立するためには今の組織、職員数では困難である。虐待専門の行政組織が必要です(24h対応の)。それを今の児相に肩代わりさせるのは手抜きとしか言いようがありません。現場の職員がどれだけ追いつめられて仕事をしているのか理解してほしい」

「法29条、33条等の執行後、保護者の代理人と名乗る人からの問合せが増えている。今後、弁護士が正式に代理人となることも想定され、児相側の法的対応、解決を含め、弁護士の配置が不可欠と思われる」

② 児童相談所のケア機能と介入機能の分離の必要性

「虐待に対応する機関が児相しかない現状は厳しい。虐待の発見を積極的に行おうとすれば、保護者に敵対してしまうことも辞さないくらいの強硬な対応が必要だが、そうしてしまうと以後の治療的關係にはつながっていかない。1つの機関が保護者にとって悪者であると同時に援助者であるということは大いに矛盾している。児相が悪者に徹することができるように保護者のケアができる機関が必要ではないかと思う。」

「虐待への対応について家族に心理的接近をする職員と引き離す職員が同じことによるしんどさを感じる」

「警察がまず関与し、身柄付き通告の形をとってくれ、児相は保護、措置、親子のケアを行った方がやりやすいと思っている」

③ 福祉司の専門性の向上

「虐待対応は知識、経験、精神力等かなりの力をもったものでないと十分な対応ができない。職員をできる者、それに対応できる者の養成が必要であると感じる」

「職員の配置について専門性が必要であることを考慮してほしいと思います。虐待はもちろんのこと、ケースへの対応を考えるとほとんど素人に近いような職員が対応しているのはどうかと思います」

「生半可な経験や知識では対応が困難、精神的ストレスも高い。研修や自己啓発も必要だが、福祉専門職の配置が必要だと思う」

④ 研修、スーパービジョン体制の改善・強化

「一番感じていることは、課員(児童福祉司)がいくら勉強し、努力しても、担当課長や所長が意識を変えるつもりがないと対応がちぐはぐになり、うまくいかないということ。」

「私の所属する児相では、所内での意識の統一がはかられておらず、それが一番大きな壁のように思います。下がどんなに言っても上がとりあげてくれないのではどんな動きもとりにようがないです。上が従わざるを得ないような強制力のある通知や通知のないようにしての徹底をはかるためのチェック機構が必要なのでは

ないかと思えます」

「虐待せざるを得ない親への援助方法（経済的支援、こころの病気への対応、地域で支える方法等）など福祉司のケースワークの力を高める援助方法をトレーニングできる研修を受ける必要がある」

「児童福祉司をはじめ、児童相談所職員の現任訓練が全くないに等しい状態で児童虐待への適切な対応はできないと思う」

「人事上、スーパーバイズができる人材についての配慮もなく、長く経験を積んだものは児相から抜けるに抜けられない現実もある」

「児相長の専門性について、特に福祉司の判断をして一時保護委託や28条申立について意見をしても、法的なトラブルを拒否する所長がいること。所内での調整が困難。所長の専門性を強く希望したいとつくづく思うのと、福祉司の権限が低いことにこれも困るものと日常的に考えています」

⑤ 児童福祉司業務における精神的負担

「1つ1つ虐待のケースは異なっており、マニュアル本は最悪の事態を想定しており参考にはなるが、そのとおりにならない個人的な判断が要求され児童福祉司の負担（心理的）が大きい」

「とても苦しく大変です。逃げ出したい。転勤したい」

「精神的な負担が大きいです。それに対するサポートの必要性を痛感します」

「時間外も無償で働き一生懸命やっても満足感はなくどちらにしてもストレスフルな状態におかれている」

「もう疲れました。自分のキャパシティを全く超えてしまっていると思います。私に何ができるのか。日々、重いケースの繰り返し。きちんと対応できる職員を配置すべきで20代の新人が行う仕事とは思えない。他と比較すればケースも少ないですし、研修もさせてもらっていると思いますが、私にはどうしていいかわかりません。他に相談しても皆が疲れているし、時間がなし、自分のことで精一杯といった感じです。毎日の疲労。職員間の不信。休みもかかってくる電話。ケースからも色々といわれることに対して難しい一言」

「担当ケースに万一事故が会った場合、担当者はマスコミ等からいろいろ書かれ、精神的にかなり辛い状況におかれてしまう。自分がそのような立場になったらと思うと仕事に不安を感じてしまう」

(2) 関係機関等社会資源の整備

⑥ 法的整備の必要性

「虐待の緊急介入は警察が効果的と考える。発見通告を警察に行い、緊急対応できる法整備が必要ではないか」

「介入に際し、司法等連携できる法整備してほしい。例：少年法の警察と同行状の行使ができるような法律。公務執行妨害などの様に拒否した際の罰則などの法整備が必要と思われる」

「子への対応（分離）が中心的な対応であるが、虐待者（親）への対応、概念的には親が分離されるべき。→親への法的な指導、処罰の法整備が必要」

「児童相談所が虐待ケースに対応する場合の法的整備が不十分なため、周辺機関等から求められることと実際にできることにギャップがあり、現場の職員としては大変苦しい立場におかれることが多々あります」

「虐待する側へのペナルティ的な措置を立法化すべきである（例：カウンセリングを受ける義務等）」

⑦ 関係機関、他職種間との連携・協力の強化

「関係機関それぞれ虐待に対する認識が少しずつ違うため一時保護を行うタイミングや連携する上で足並みが揃いにくい」

「学校等からは虐待を児相へ通告すればそれで自分達の責任はおしまいと考えている姿勢がうかがえる。児相と一緒に取り組むことを法で明文化してほしい」

「通報したらあとはすべて児相へお任せ、といった関係機関の姿勢について、そうではなく協力をさせていただくように思ってもらえるように仕向ける作業に手間がかかる」

「児相と並んで通告先となっているはずの福祉事務所のケースワーカーに至っては、自分達の仕事を認識している人はほとんどいないのではないか。地方の児相で連携できる民間団体等もない中でただただ児相の責任だけを強調される現実に憤りを感じている」

「医療機関（すべての診療科のDr.、Ns.、CW.、etc）での虐待への共通認識と連携強化が必要と思う」

「司法（警察）が立入調査等に介入（積極的）してほしい」

⑧ 児童養護施設、一時保護所の整備・改善

「親子分離した後、施設措置については児童養護施設の現状を考えると被虐待児のケアが十分なされることを期待できない。児童養護施設の人員配置基準、設備の改善が緊急の課題と思う」

「虐待ケースで施設入所した児童へのかかわりが施設にまかせてしまうことが多く、現状ではなかなか時間がとれません。児童養護施設内でも集団処遇となってしまう、人間関係がうまくとれなく、問題を深めていく場合もあると思われる。児童養護施設の基準（建物、職員数等）をもっと個別に対応できるくらいのものにすることが必要だと思われます」

「現在児童養護施設は満床に近い。一時保護所はいつもいっぱい」

(3) 虐待問題への対応に関する問題点

⑨ 虐待問題の対応・介入の困難さ

「対応のタイミングが難しい。虐待の状態、危険度の把握が難しい」

「援助終了をどの時点でどの状況で行うか。ややもするとずるずる何年間もひきずる場合がある」

「虐待者（特に母親）が軽度の知的障害がある場合何とか施設入所に至ってもその後執拗な引き取り要求等指導に困難が伴うケースが最近目立つようになった」

「法律上、一時保護、家裁での申立等ができるが、最初に保護者と接するときとても難しいと感じる」

⑩ 虐待者（親）・被虐待者（子）へのケアの必要性

「虐待を受けた子どもが自律できるまでのメンタルケアも含めたフォローは18歳まででは完結できない。12歳以降も対応できる体制ができないか」

「被虐待児の対応だけで虐待者への処置、ケア、処遇が全くなされていない。片手落ち。一寸変じじゃないか」

「虐待者の心の傷（トラウマ）を癒すために、関わり方、対応が難しい。心を開いてくれる人を通して気長に関わっていく必要がある。対応できる人（社会資源）の活用も大切であると思う」

(4) 社会全体での取り組みの必要性

⑪ 子育て支援の中での位置づけが必要

「結婚、妊娠（母子手帳交付）から乳児、幼児の特性や育児相談体制などの指導が未然防止の視点から必要と思われる」

「社会的に孤立感をもった保護者による虐待ケースが多く、保護者の生育歴や認識に問題がある場合が多いことから、幅広い研修（例えば保健体育等の授業や地域社会における親子研修・・・地区公民館等で）等が必要なものと思われる」

⑫ 国・都道府県等自治体の取り組みが不十分

「国、自治体共ポーズだけで実務にあたる。児相・児福司への援助・増員等のテコ入れは全くない。誤解を生むようなマスコミ報道へも反論せずかえってやりにくくしている」

「虐待対応は必要であるが、県庁の意識が低く、児相は縮小されそうである。早急に国が虐待体制の強化を法制化してほしい」

⑬ 親・国民全体での取組、意識向上が必要

「個人の問題とせず、子育てする社会環境を考えることも大切と思う。啓発についても通報、通告の前に「声かけ」をすることなども勧め、対象者を孤立化させず地域で守ることも大切である」

(5) その他

⑭ マスコミ批判・要望

「マスコミの宣伝により社会全体がヒステリー化しているように感じる」

「マスコミでの報道が行政の広報より結局一番インパクトのあるものだろう」

「マスコミの報道により一般市民が虐待に関心を高めるのはよいことと思うが、いたずらに興味を煽るような内容や対応のまずさばかりに焦点をあてた報道が多いように思う。改善につながる報道を期待したい」

⑮ 通告・ケースの増加

「今年に限ってみても、虐待について一般市民へかなり周知されてきたのか、電話等での通報が急増している。一方それに対して、断片的な情報のみで虐待の事実を調査することが難しく、通報者側に不信感を与えているのではないかと思われる。「虐待」と判断する基準がないこと、他機関と連携して即応することができない実情などが、市民の関心とギャップを広げているようではない」

「住民の虐待への関心の高まりは非常に感じており、例年と比較して住民自ら匿名希望で電話通告が多いが、近隣の方の又聞きであったり、児童を直接は見たりにしていない住所等特定できない内容も多く、苦心することも多くなっています。」

Ⅲ. 調査結果の考察と今後の課題

1. 児童福祉司の業務環境の現状

担当ケース数や諸問題に関する回答結果から児童福祉司の業務環境の一端が明らかになったが、自由記述回答結果をもとに児童福祉司が業務の中で感じている課題点をまとめてみる。

それぞれの項目が、かなり重なっている部分もあるが、あえて分類すると主なトピックは大きく5分類16項目に分けられた。特に、①児童相談所の体制整備・強化⑤法的整備の必要性⑧虐待問題の対応・介入の困難さの3点に多くの回答が集中していた。

回答者の約半数から得られた回答のうち、ほとんどすべての回答が、現体制への問題点や批判に集中していたことから、児童福祉司の少なくとも半数が、現体制の中で虐待に対応することについて何らかの矛盾を抱えていることが推察できる。

全体を通してみると、啓発活動やマスコミの報道等によって通告・相談ケースは増加しているものの、現体制のままでは、児童福祉司の肉体的・精神的負担は深刻な問題であり、十分な対応は困難であること、また児童福祉司の業務を支えるための法の制定、各機関の役割分担の明確化、判断基準の明確化、精神的負担

のサポート体制等多くの課題について早急な対策が求められていることが回答者の意見から明らかになった。

今後、児童相談所の体制整備・強化、すなわち児童福祉司一人ひとりの肉体的・精神的負担を軽減し、個々のケースにきちんと対応していける体制を整えることが、虐待への対応についての急務の課題であろう。同時に、相談・通告の増加が指摘されていることから、児童相談所におけるいわば事後的な対応の体制を充実させるのみならず、予防的な対策にむけての関係諸機関の役割分担の明確化、意識啓発もまた考えていかなければならない。

また、虐待ケースにおける児童福祉司の業務についての困難度に関する質問は興味深い結果となっている。(表30)

「他機関」及び「他の児童相談所」との連携に関する回答は、「どちらとも言えない」周辺に集中し、特に「やりやすい」とも「やりにくい」とも感じていない様子がうかがえ、実際に外部と連携することが少ない現状を示しているとも読みとれる。それに対し、「児童相談所内での連携」については「やりやすい」とする回答が多かった。内部だけでなく、外部との連携をどうとっていくべきかが今後の課題であろう。

「虐待ケースの調査」「一時保護」「在宅指導」についてはほぼ同様の傾向がみて取れる。つまり「やりにくい」と感じている人が6割以上を占め「やりやすい」と感じているものは1割にも満たない。これらに関しては、ノウハウが確立あるいは共有されていないことが背景として存在すると思われる。特に「一時保護」の基準や「在宅指導」の体制は、早急に確立される必要がある。

次の「施設措置」「里親委託」の過程に関する質問、及び「現状把握・指導」についての質問に対しても全体的に「やりにくい」と感じている人が多い。また、わずかな差ではあるが、「里親委託」の方が「施設措置」よりもやりにくいと認識されている。

2. 職員の専門性とスーパービジョン

「現在の児童相談所に勤務する前の部局」の質問の結果(表45)はすでに述べたが、これらのうち、2号規定適用者では福祉関係部局から来た人が279(同号適用者の83.7%)を占めているのに対し、5号規定適用者では79(同号適用者の58.0%)に過ぎず、5号規定適用者の約4割が他の部局から来ている。5号規定そのものの資格要件の再検討が指摘されている中、同号適用者の4割が福祉関係以外の部局から来ているのは専門性の確保という点において問題であり、同号規

定の見直しとともに、同号適用者の資質向上を図るための方策が急務の課題といえる。

一方、スーパービジョンを担当している人について、児童相談所における経験年数をみると、1年未満6(9.8%)、1-3年未満11(6.2%)、3-5年24(12.2%)、6-10年22(16.8%)、11年以上47(37.9%)となっており、経験年数が長くなるに従ってスーパーバイザーの数は増えている。しかし、経験年数が10年以下の児童相談所経験の浅い職員が63(45.0%)もいることはスーパーバイザーとして適任であるか議論の必要性がある。

全国の児童相談所で福祉職採用を行っている自治体は6府県1市(大阪府、神奈川県、新潟県、富山県、鳥取県、香川県、横浜市)で、児童福祉司全体の約45%である。残りの約55%は行政職採用である。行政職採用では必ずしも児童相談所に配属される人が児童福祉司として必要なソーシャルワーク等の専門的学問を専攻していたとは限らない。また人事異動もあるために、スーパービジョンを行えるだけの現場経験を積めるかどうか不明であり、スーパーバイザーを養成する十分な人事環境にあるとはいえない。

3. 通告に対する認識

前述した通告に対する認識の結果(表9、10)を他の質問とクロス集計してみると、いずれの手段によるものも正式な通告と認識した人は、特定の手段を正式な通告と誤って認識している人よりも問20の「第434号通知」及び「第13号通知」を「通読」したかの問いに対し、「全文読んだ」と回答している割合が有意に高かった。更に児童相談所における通算勤務年数との関連を調べたところ、通告を正しく認識している人は、1年未満である割合が少なく逆に11年以上である割合が高いという結果であった。質問の3つの選択肢は本来全てが正式な通告となりうるものである。もし、来所・あるいは文書を伴わない通告を正式なもののみならず対応が遅れた場合、深刻な事態を招きかねない。

少なくとも通知に目を通す基本的な姿勢は適切な対応の第一歩として求められよう。

4. 立入調査

立入調査に関する質問(表11)で「複数回ある」と答えた人が「他機関との連携に関する困難さ」(表30)を尋ねた質問に対し「やりやすい」と有意に高い割合で答えていた。

これは、立入調査において他機関との連携が重要な要素となり得ることを示唆している。それは性別との関連からも読みとれ、「複数回ある」と答えている人

は、男性が比較的多い。女性の経験が少ない状況の背景には、立入調査に伴う危険が存在すると考えられ、警察との連携の必要性を改めて感じる結果であった。

5. 主任児童委員と連絡を取らない理由

虐待ケースは、子どもやその家族と生活環境を視野に入れた上で、多領域の専門職の関与によるチームアプローチが必要不可欠であり、それらが機能しなければ援助は大変困難なものとなる。その社会資源の一つである主任児童委員と連絡を取らない理由の結果（表27）からは、専門性への不安感が読みとれるが、その原因として次の点が考えられる。

主任児童委員には民生委員法により守秘義務が定められているが、プライバシーに関わる情報を扱う児童福祉司としてはその守秘において不安があり、それは相互理解の不足と主任児童委員の虐待に関する研修不足が背景にある。全ての主任児童委員が一定レベルの技能や知識を学べるような全国共通の研修制度は今のところはない。そのため主任児童委員が虐待に関して児童福祉司と知見や意識を共有する場が少なく、さらに児童福祉司と主任児童委員のコミュニケーション不足が、児童福祉司の不安を生じさせる理由に影響を与えていると思われるこの点は今後の課題といえる。

6. おわりに

本研究の調査結果は、子ども虐待への社会意識の高まりとともに児童相談所の存在が知られ、虐待「相談件数」が急激に増えたここ数年の状況に、人員や専門性、システムが追いついていない側面を如実に浮き彫りにする結果となった。

保護者の自発的意思に基づく相談援助から子どもの権利擁護（人権救済）を図るための積極的な介入機関へと児童相談所に期待される役割は大きく変化しつつある。つまり、児童福祉法の実施事務から高度なソーシャルワーク実践の力量を体得した実践が求められている。このような時代変化の中で、旧来の体制のまま、児童福祉司をはじめとする児童相談所職員のみはその職務を負わせるのは無理であろう。

とりあえず児童福祉司や所長に対するソーシャルワーク実践にかかわる高度で濃密な現任訓練が急がれる。同時に他機関を含めた包括的な虐待対応システムの改革なしには、いたずらに職員を疲弊させるだけで、子どもの最善の利益も十分に保障することが難しくなる。本研究の成果を踏まえ、効果的な対応システム構築の具体的方策の検討が今後の課題である。

謝辞：本研究は、全国の児童福祉司の方々の貴重なご意見とご協力によって実施することができました。この場を借りて心からお礼申し上げます。

なお、本チーム研究は以下のメンバーによって行った。（50音順）

阿部優美子（日本子ども家庭総合研究所嘱託研究員）、荒川裕子（日本社会事業大学研究生）、大竹智（帯広大谷短期大学）、斎藤美江子（日本女子大学大学院）、才村純（日本子ども家庭総合研究所）、澁谷昌史（上智社会福祉専門学校）、庄司順一（日本子ども家庭総合研究所）、鈴木力（聖徳大学短期大学部）、高橋重宏（日本子ども家庭総合研究所）、谷口和加子（日本子ども家庭総合研究所）、友川礼（日本社会事業大学大学院）、中谷茂一（聖学院大学）、農野寛治（神戸常磐短期大学）、萩原絹代（フリージャーナリスト）、平本譲（バット博士記念ホーム）、福島一雄（共生会希望の家）、森望（厚生省家庭福祉専門官）、山田勝美（長崎純心女子短期大学）、山本真実（日本子ども家庭総合研究所）、山屋春恵（日本社会事業大学大学院）、横堀昌子（青山学院女子短期大学）

参考文献

- 柏女霊峰『現代児童福祉論』誠信書房1995年
 高橋重宏、庄司順一、中谷茂一、山本真実、奥山眞紀子、加部一彦、加藤 純、才村 純、北村定義「子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究（3）—子ども虐待に関する多職種間のピネット調査の比較を中心に—」『日本総合愛育研究所紀要』第33集 1997年pp.127-141
 山縣文治「子どもの権利保障の歴史と社会的ケアの課題」『世界の児童と母性』第35号1993年10月pp.17-22

表1:Q1 ①担当ケース合計(99年10月1日現在)

	度数	%
1.0ケース	13	1.8
2.1-50ケース	126	17.9
3.51-100ケース	175	24.9
4.101-150ケース	128	18.2
5.151-200ケース	62	8.8
6.201-250ケース	21	3.0
7.251-300ケース	2	0.3
8.301-350ケース	1	0.1
9.351-400ケース	3	0.4
無回答	172	24.5
合計	703	100.0

表2:Q1 ②99年4月以降新規受理ケース数

	度数	%
1.0ケース	6	0.9
2.1-50ケース	433	61.6
3.51-100ケース	108	15.4
4.101-150ケース	23	3.3
5.151-200ケース	2	0.3
6.201-250ケース	1	0.1
7.251-300ケース	1	0.1
無回答	129	18.3
合計	703	100.0

表3:Q1 ③以前からの在宅指導措置・継続指導中ケース数

	度数	%
1.0ケース	14	2.0
2.1-50ケース	521	74.1
3.51-100ケース	17	2.4
4.101-150ケース	4	0.6
5.251-300ケース	1	0.1
無回答	146	20.8
合計	703	100.0

表4:Q1 ④施設措置・里親委託中ケース数

	度数	%
1.0ケース	22	3.1
2.1-50ケース	265	37.7
3.51-100ケース	234	33.3
4.101-150ケース	36	5.1
5.151-200ケース	7	1.0
6.201-250ケース	1	0.1
7.251-300ケース	2	0.3
無回答	136	19.3
合計	703	100.0

表5:Q2 常時担当数として適当だと考えられるケース数

	度数	%
1.20ケース未満	92	13.1
2.20~40ケース未満	180	25.6
3.40~60ケース未満	176	25.0
4.60~80ケース未満	102	14.5
5.80~100ケース未満	63	9.0
6.100~120ケース未満	23	3.3
7.120~140ケース未満	8	1.1
8.その他	11	1.6
無回答	48	6.8
合計	703	100.0

表6:Q3 児童福祉司の配置人数について

	度数	%
1.業務を行うのに現在の配置人数で問題ない	32	4.6
2.業務を行うのに現在の配置人数ではやや問題がある	276	39.3
3.業務を行うのに現在の配置人数では大変問題がある	376	53.5
無回答	19	2.7
合計	703	100.0

表7:Q3.1 「やや問題がある」「大変問題がある」理由

	1番目	2番目	3番目
1.人数が足りないため、通告・相談に対し即応体制がとれない	242(37.1)	274(42.0)	46(7.1)
2.人数が足りないため、ひとつひとつのケースに丁寧に対応できない	372(57.1)	233(35.7)	17(2.6)
3.人数が足りないため、自己研修の時間がとりにくい	18(2.8)	94(14.4)	322(49.4)
4.人数が足りないため、休暇がとりにくい	8(1.2)	20(3.1)	128(19.6)
5.その他	5(0.8)	5(0.8)	25(3.8)
無回答	7(1.1)	26(4.0)	114(17.5)
合計	652(100.0)	652(100.0)	652(100.0)

()内は%

表8:Q4 児童相談所の役割への関心の高まりについて感じること

	1番目	2番目	3番目
1.児童相談所への関心が高まることは好ましいと思う	203 (28.9)	72 (10.2)	208 (29.6)
2.児童相談所への関心が高まることは好ましくないと思う	7 (1.0)	10 (1.4)	18 (2.6)
3.職員の人数を増やさずに期待だけされても困る	299 (42.5)	224 (34.7)	55 (7.8)
4.職員の専門性を高めずに期待だけされても困る	158 (22.5)	280 (39.8)	106 (15.1)
5.マスコミによる虐待ケース対応に関する報道内容はおおむねそのとおりである	3 (0.4)	19 (2.7)	68 (9.7)
6.マスコミによる虐待ケース対応に関する報道内容は一方的なもので間違いが多い	25 (3.6)	58 (8.3)	140 (19.9)
無回答	8(1.1)	20(2.8)	108(15.4)
合計	703 (100.0)	703 (100.0)	703 (100.0)

()内は%

表9:Q5 ①正式な通告(MA)

N=703

	度数	%
1.電話および来所・文書によるもの	605	86.1
2.来所・文書によるもの	315	44.8
3.電話による訴えだけ	303	43.1
無回答	20	2.8

表10:Q5 ②正式な通告

	度数	%
1.1つに〇	385	54.8
2.2つに〇	56	8.0
3.3つに〇	242	34.4
無回答	20	2.8
合計	703	100.0

表11:Q6 立入調査の有無

	度数	%
1.1回だけある	52	7.4
2.複数回ある	48	6.8
3.ない	600	85.3
無回答	3	0.4
合計	703	100.0

表12:Q7 立入調査を躊躇する理由

	1番目	2番目	3番目
1.保護者との摩擦が大きくなり後の関わりが難しくなる	286 (40.7)	198 (28.2)	82 (11.7)
2.保護者が応じるかわからず効力に疑問、他の手だてが現実的	211 (30.0)	216 (30.7)	84 (11.9)
3.虐待の確証が得られないので行えない	131 (18.6)	111 (15.8)	182 (25.9)
4.上司の同意が得られない	3 (0.4)	6 (0.9)	4 (0.9)
5.所長の同意が得られない	5 (0.7)	6 (0.9)	9 (1.3)
6.当児童相談所では所長に委任されておらず本庁への手続きに手数	9 (1.3)	9 (1.3)	15 (2.1)
無回答	58 (8.3)	157 (22.3)	327 (46.5)
合計	703 (100.0)	703 (100.0)	703 (100.0)

()内は%

表13:Q8 初期の調査・情報収集・保護者への対応の所内チーム体制

	度数	%
1.1人で担当する	131	18.6
2.2人以上で担当する	508	72.3
3.その他	52	7.4
無回答	12	1.7
合計	703	100.0

表14:Q9 通告を受けて行う初期の調査・対応の体制について

	度数	%
1.各児童相談所に特別な専門チームが必要	403	57.3
2.各児童相談所の管轄を越えた広域の特別な専門チームが必要	202	28.7
3.児童相談所の担当福祉司がそれぞれ行えばよい	87	12.4
無回答	11	1.6
合計	703	100.0

表15:Q10 虐待ケースの対応をよりよくするために必要な点

	1番目	2番目	3番目
1.児童福祉司の増員	225(32.0)	13(18.5)	97(13.8)
2.詳細な立法化	141(20.1)	100(14.2)	51(7.3)
3.十分な初任者研修	14(2.0)	21(3.0)	21(3.0)
4.十分な現任研修	77(11.0)	104(14.8)	94(13.4)
5.さらに詳細なマニュアル	6(0.9)	25(3.6)	27(3.8)
6.さらに詳細な国の通知	1(0.1)	9(1.3)	7(1.0)
7.弁護士の児童相談所への配置	27(3.8)	94(13.4)	116(16.5)
8.警察との連携	33(4.7)	84(11.9)	116(16.5)
9.児童相談所の法的権限の強化	134(19.1)	90(12.8)	77(11.0)
10.市民の理解	28(4.0)	26(3.7)	46(6.5)
11.特になし	0(0.0)	0(0.0)	1(0.1)
12.その他	15(2.1)	14(2.0)	16(2.3)
無回答	2(0.3)	6(0.9)	16(2.3)
合計	703 (100.0)	703 (100.0)	703 (100.0)

()内は%

表16:Q11 他児童相談所・他機関・専門職との連携における課題

	1番目	2番目	3番目
1.虐待の認識の統一	258(36.7)	63(9.0)	43(6.1)
2.役割分担の明確化	93(13.2)	165(23.5)	92(13.1)
3.児童相談所以外の機関の認識・理解の向上	138(19.6)	92(13.1)	54(7.7)
4.日常的な情報交換の場の設定	57(8.1)	74(10.5)	76(10.8)
5.プライバシーの厳守	5(0.7)	17(2.4)	23(3.3)
6.他機関との連携マニュアルの作成	25(3.6)	43(6.1)	32(4.6)
7.警察との協力の促進	51(7.3)	90(12.8)	95(13.5)
8.子どもの問題に詳しい弁護士の協力	33(4.7)	66(9.4)	107(15.2)
9.福祉事務所・家庭児童相談室の活用	14(2.0)	38(5.4)	36(5.1)
10.各機関内部での調整	4(0.6)	10(1.4)	28(4.0)
11.他機関・多職種による合同研修の実施	14(2.0)	27(3.8)	48(6.8)
12.児童相談所相互の連携の促進	4(0.6)	7(1.0)	19(2.7)
13.その他	3(0.4)	2(0.3)	6(0.9)
無回答	4(0.6)	9(1.3)	44(6.3)
合計	703 (100.0)	703 (100.0)	703 (100.0)

()内は%

表17:Q12 スーパービジョンにおける課題

	1番目	2番目
1.役職にとわれないスーパーバイザーの設定が必要	357(50.8)	158(22.5)
2.児童相談所外の専門家によるスーパービジョンが必要	153(21.8)	218(31.0)
3.スーパービジョンの時間がとれない	130(18.5)	129(18.3)
4.その他	24(3.4)	18(2.6)
5.特になし	15(2.1)	7(1.0)
無回答	24(3.4)	173(24.6)
合計	703(100.0)	703(100.0)

()内は%

表18:Q13_A 一時保護に関する意識(a)

	度数	%
1.母親は虐待者でない場合できれば一時保護より在宅指導が望ましい	124	17.6
2.母親は虐待者でない場合、できれば一時保護が望ましい	522	74.3
無回答	57	8.1
合計	703	100.0

表19:Q13_B 一時保護に関する意識(b)

	度数	%
1.父親は虐待者でない場合できれば一時保護より在宅指導が望ましい	93	13.2
2.父親は虐待者でない場合、できれば一時保護が望ましい	552	78.5
無回答	58	8.3
合計	703	100.0

表20:Q13_C 一時保護に関する意識(c)

	度数	%
1.安全が確信できず同意がない場合、保護はせず在宅指導が望ましい	57	8.1
2.安全が確信できず同意がない場合、保護をする方が望ましい	627	89.2
無回答	19	2.7
合計	703	100.0

表21:Q13_D 立入調査に関する意識

	度数	%
1.親子分離につながるから他の手段での対応が望ましい	50	7.1
2.親子分離につながるとしても必要ならば行うべき	636	90.5
無回答	17	2.4
合計	703	100.0

表22:Q13_E 親子分離に関する意識

	度数	%
1.最後の手段でありなるべく避けるべき	284	40.4
2.対応の一方法として積極的に行うべき	399	56.8
無回答	20	2.8
合計	703	100.0

表23:Q13_F 児童相談所の勤務態勢に関する意識

	度数	%
1.早急に虐待ケースに関しては24時間即応の勤務体制をとるべき	195	27.7
2.将来は虐待ケースに関しては24時間即応の勤務体制をとる方がよい	354	50.4
3.現在の勤務体制で虐待ケースに関しては対応できる	136	19.3
無回答	18	2.6
合計	703	100.0

表24:Q13_G 児童福祉司の任用資格に関する意識

	度数	%
必ず福祉専門職採用すべきである	312	44.4
必ずしも福祉専門職採用でなくてもよい	101	14.4
福祉専門職採用でなくてもよいが任用資格を厳格に適用すべき	271	38.5
採用・任用とも現状のままでよい	16	2.3
無回答	3	0.4
合計	703	100.0

表25:Q14 主任児童委員と連絡をとっていますか

	度数	%
1.頻繁に連絡している	47	6.7
2.時々連絡している	365	51.9
3.ほとんど連絡していない	213	30.3
4.全く連絡していない	64	9.1
無回答	14	2.0
合計	703	100.0

表26:Q14_1 主任児童委員と連絡をとる理由(MA) N=703

	度数	%
1.児童福祉司の不足から	33	8.0
2.児童福祉司より家庭訪問を行いやすいケースがあるから	193	46.8
3.その後の在宅支援につなげるため	206	50.0
4.児童相談所が全面に出ると虐待の事実を隠されてしまうから	54	13.1
5.地域の情報に詳しいから	256	62.1
6.よく知っている主任児童委員がいるから	27	6.6
7.在宅指導の状況把握に適任のため	138	33.5
8.協力者を一人でも増やしたいから	122	29.6
9.専門性があるから	2	0.5
10.児童福祉司は主任児童委員へのスーパーバイズの役割があるから	15	3.6
無回答	102	24.8

表27:Q14.2 主任児童委員と連絡をとらない理由(MA) sN=703

	度数	%
1.連絡がとりにくいから	45	16.2
2.福祉司が自分で対処する方が迅速だから	103	37.2
3.専門性に不安があるから	111	40.1
4.情報の守秘に不安があるから	85	12.1
5.役立つ情報が得られないから	56	20.2
6.民生委員・児童委員に任せているから	48	17.3
7.地域の主任児童委員を把握していないから	87	31.4
無回答	102	24.8

表29:Q16 主任児童委員との連絡促進のために必要な機能(MA)

	度数	%
1.児童相談所に直接所属	85	12.1
2.民生委員との役割分担の明確化	293	41.7
3.研修制度と内容の充実	389	55.3
4.主任児童委員の活動拠点となるセンター設置	197	28.0
5.行政や社会福祉協議会への協力活動を軽減	35	5.0
6.さらに年齢の若い人材の登用	119	16.9
7.児童福祉司と主任児童委員が日常的に顔を合わせる場の設定	405	57.6
8.守秘義務の徹底	231	32.9
9.現状のままでよい	18	2.6
10.その他	13	1.8
無回答	9	1.3

N=703

表28:Q15 主任児童委員は虐待ケースの発見・通告に機能していると思いますか

	度数	%
1.十分に機能している	4	0.6
2.機能している	231	32.9
3.ほとんど機能していない	404	57.5
4.全く機能していない	41	5.8
無回答	23	3.3
合計	703	100.0

表30:Q17 困難度

N=703

	やりやすい ←-----→ やりにくい					無回答
	1.	2.	3.	4.	5.	
①他機関との連携	53(7.5)	165(23.5)	263(37.4)	171(24.3)	28(4.0)	23(3.3)
②児童相談所内の連携	224(31.9)	233(33.1)	158(22.5)	58(8.3)	16(2.3)	14(2.0)
③他の児童相談所との連携	59(8.4)	137(19.5)	328(46.7)	116(16.5)	38(5.4)	25(3.6)
④虐待ケースの調査	13(1.8)	47(6.7)	169(24.0)	300(42.7)	157(22.3)	17(2.4)
⑤一時保護	20(2.8)	49(7.0)	168(23.9)	276(39.3)	173(24.6)	17(2.4)
⑥在宅指導	6(9)	31(4.4)	162(23.0)	297(42.2)	189(26.9)	18(2.6)
⑦施設措置の過程	12(1.7)	39(5.5)	177(25.2)	283(40.3)	170(24.2)	22(3.1)
⑧里親委託の過程	8(1.1)	22(3.1)	140(19.9)	211(30.0)	268(38.1)	54(7.7)
⑨施設措置されているケースの現況把握・指導	43(6.1)	141(20.1)	273(38.8)	171(24.3)	53(7.5)	22(3.1)
⑩里親委託されているケースの現況把握・指導	28(4.0)	105(14.9)	276(39.3)	161(22.9)	71(10.1)	62(8.8)

()内は%

表31:Q18 A 施設措置された子どもと会う頻度

	高いケース	低いケース
1.数年に1回程度	14(2.0)	250(36.6)
2.1年に1回程度	45(6.6)	259(37.9)
3.半年に1回程度	116(17.0)	61(8.9)
4.3か月に1回程度	186(27.2)	16(2.3)
5.1か月に1回程度	214(31.3)	1(0.1)
6.その他	29(4.2)	11(1.6)
無回答	79(11.6)	85(12.4)
合計	683(100.0)	683(100.0)
非該当(担当外または配属直後)	20	20

()内は%

表32:Q18 B 里親委託された子どもと会う頻度

	高いケース	低いケース
1.数年に1回程度	37(5.8)	192(29.9)
2.1年に1回程度	100(15.6)	167(26.0)
3.半年に1回程度	95(14.8)	51(7.9)
4.3か月に1回程度	104(16.2)	19(3.0)
5.1か月に1回程度	97(15.1)	1(0.2)
6.その他	16(2.5)	14(2.2)
無回答	193(30.1)	198(30.8)
合計	642(100.0)	642(100.0)
非該当(担当外または配属直後)	61	61

()内は%

表33:Q19 児童福祉審議会諮問について

	度数	%
1.積極的に活用したい	183	26.0
2.あまり活用する気はない	270	38.4
3.全く活用する気はない	46	6.5
4.よくわからない	171	24.3
無回答	33	4.7
合計	703	100.0

表34:Q20 A 通読

	①434号通知	②13号通知	③虐待対応の手引き
1.全文読んだ	337(47.9)	342(48.6)	152(21.6)
2.一部読んだ	202(28.7)	177(25.2)	420(59.7)
3.読んでいないが要点は知っている	62(8.8)	57(8.1)	61(8.7)
4.知らない	80(11.4)	89(12.7)	41(5.8)
無回答	22(3.1)	38(5.4)	29(4.1)
合計	703(100.0)	703(100.0)	703(100.0)

表35:Q20 B 全体の印象

	①434号通知	②13号通知	③虐待対応の手引き
1.適切である	147(20.9)	152(21.6)	252(35.8)
2.理解できるが現実に合わせていない	238(33.9)	246(35.0)	137(19.5)
3.記述内容がわかりにくい	52(7.4)	33(4.7)	38(5.4)
4.記述内容が詳細すぎる	5(0.7)	4(0.6)	38(5.4)
5.記述内容があいまいである	50(7.1)	33(4.7)	50(7.1)
6.特になし	133(18.9)	129(18.3)	116(16.5)
無回答	78(11.1)	106(15.1)	72(10.2)
合計	703(100.0)	703(100.0)	703(100.0)

表36:Q20 C 434号通知(業務への効果)

	①434号通知	②13号通知	③虐待対応の手引き
1.大変役に立った	42(6.0)	39(5.5)	126(17.9)
2.やや役に立った	359(51.1)	343(48.8)	368(52.3)
3.ほとんど役に立たなかった	170(24.2)	167(23.8)	102(14.5)
4.全く役に立たなかった	36(5.1)	36(5.1)	15(2.1)
無回答	96(13.7)	118(16.8)	92(13.1)
合計	703(100.0)	703(100.0)	703(100.0)

表37:Q20③D『子ども虐待対応の手引き』の所有(MA) N=703

	度数	%
1.個人に配布された手引きを持っている	240	34.1
2.配布された共同使用の手引きが複数ある	270	38.4
3.個人で手引きを購入した	38	5.4
4.共同で手引きを購入した	15	2.1
5.児童相談所に1冊だけある	63	9.0
6.わからない	40	5.7
無回答	54	7.7

表38:Q20③E『子ども虐待対応の手引き』の使用頻度

	度数	%
1.日常的に使っている	52	7.4
2.時々使っている	328	46.7
3.あまり使っていない	215	30.6
4.全く使っていない	69	9.8
無回答	39	5.5
合計	703	100.0

表39:Q20③F『子ども虐待対応の手引き』分量

	度数	%
1.今のままでよい	271	38.5
2.もっと簡潔で少ない方がよい	244	34.7
3.もっと詳細で多い方がよい	84	11.9
無回答	104	14.8
合計	703	100.0

表40:Q20③G『子ども虐待対応の手引き』今後新たに必要内容

	度数	%
1.法的な規定や解釈のより詳しい説明	167	23.8
2.援助方法のより具体的な説明	197	28.0
3.ビデオなど視聴覚教材を使用した援助の詳細な説明	77	11.0
4.長期にわたる事例に基づくマニュアル	51	7.3
5.虐待の判断基準のより詳しい説明	91	12.9
6.特になし	29	4.1
7.その他	9	1.3
無回答	82	11.7
合計	703	100.0

表41:Q21 回答者性別

	度数	%
1.男性	430	61.2
2.女性	269	38.3
無回答	4	0.6
合計	703	100.0

表42:Q22 回答者年齢

	度数	%
1.20歳代	88	12.5
2.30歳代	159	22.6
3.40歳代	266	37.8
4.50歳代	183	26.0
5.60歳代	2	0.3
無回答	5	0.7
合計	703	100.0

表43:Q23_A 児童相談所通算勤務年数

	度数	%
1.1年未満	63	9.0
2.1-3年	180	25.6
3.3-5年	197	28.0
4.6-10年	132	18.8
5.11年以上	125	17.8
無回答	6	0.9
合計	703	100.0

表44:Q23_B 福祉現場通算経験年数(児相除く)

	度数	%
1.1年未満	126	17.9
2.1-5年	148	21.1
3.6-10年	131	18.6
4.11-15年	86	12.2
5.16-20年	78	11.1
6.21-25年	60	8.5
7.26-30年	40	5.7
8.31-35年	6	0.9
無回答	28	4.0
合計	703	100.0

表45:Q23_C 現在の児童相談所に勤務する前の部局

	度数	%
1.他の児童相談所	111	15.8
2.福祉事務所	127	18.1
3.児童福祉関係(障害児含む)の部署・施設	122	17.4
4.児童領域以外の福祉関係の部署・施設	117	16.6
5.その他の部署・施設	149	21.2
無回答	77	11.0
合計	703	100.0

表46:Q24 スーパーバイズ(指導・訓練・教育)を役職として担当

	度数	%
1.担当している	110	15.6
2.担当していない	584	83.1
無回答	9	1.3
合計	703	100.0

表47:Q25_A 児童福祉司の任用資格

	度数	%
1.養成学校・施設、講習会	54	7.7
2.大学において心理学・教育学・社会学など	380	54.1
3.社会福祉主事で二年以上児童福祉事業従事	90	12.8
4.前各号に準ずる者	145	20.6
無回答	34	4.8
合計	703	100.0

表48:Q25_B 大学での専攻

	度数	%
1.社会福祉学	187	26.6
2.心理学	102	14.5
3.教育学	49	7.0
4.社会学	63	9.0
5.保育学	6	0.9
6.児童学	13	1.8
7.その他	179	25.5
8.大学は行っていない	71	10.1
無回答	33	4.7
合計	703	100.0

表49:Q26 都道府県

	度数	%
1.記入あり	676	96.2
無回答	27	3.8
合計	703	100.0

表50:Q27 虐待の対応について感じる事

	度数	%
1.記入あり	335	47.7
無回答	368	52.3
合計	703	100.0

「子ども虐待対応に関する意識調査」

<本調査について>

子ども家庭福祉行政にかかわる当研究所の研究調査につきましては、日頃よりご理解ご協力を賜り心より感謝いたしております。

本調査は、従来の相談所単位の調査ではなく、全国の児童福祉司全員（所長を除く）を対象として実施させていただきました。児童福祉司ひとりひとりの皆様からの貴重なご意見をお伺いし、子ども虐待対応における児童相談所内外を取り巻く諸環境をはじめとする状況・ご意見を把握することを目的としてご協力をお願いしております。別紙のお願い状をご一読の上趣旨をご理解いただきぜひご回答賜りますようお願い申し上げます。

なお、本調査は大量調査による統計的な傾向をご回答結果から把握する方法で調査票を設計しております。虐待ケースへの対応は個別性の高いものであり、設問によってはご回答に迷われるものもあるかと存じますが、量的調査の性格にご理解いただき、ご自分のお考えにより近い選択肢・数値をお選びいただければ幸いです。個別的・質的調査は今後別の機会を得て実施したいと存じます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、何卒ご高配のほどよろしくお願いいたします。

<ご返送について>

お忙しい中大変恐縮ですが、1999年10月22日（金）までに同封の返信用封筒にて個人（無記名）でご返送いただければ幸いです。

返送先： 〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8 日本子ども家庭総合研究所
谷口和加子 宛

調査主体：

日本子ども家庭総合研究所 平成11年度チーム研究「子ども虐待対応に関する研究」研究班
(主任研究者 高橋重宏)

調査票ご記入に関するお問い合わせ先：

日本子ども家庭総合研究所 谷口和加子
TEL：03-3473-8307 月～金（木曜を除く）
FAX：03-3473-8408

※本調査でいう「虐待」にはネグレクトも含まれます。

1. 10月1日現在の担当ケース(すべての相談種類を含む)数を教えてください。

全【 】ケース 内訳 { ①99年4月以降の新規受理 【 】ケース
②以前からの在宅による指導措置・継続指導中 【 】ケース
③施設措置・里親委託中 【 】ケース

2. 1人の児童福祉司が常時担当するケース数(新規受理・継続指導・施設措置・里親委託中を含む)はおおむねどのくらいが適当であるとお考えですか。(1つだけ〇)

1. 20ケース未満 2. 20～40ケース未満 3. 40～60ケース未満 4. 60～80ケース未満
5. 80～100ケース未満 6. 100～120ケース未満 7. 120～140ケース未満 8. その他()

3. 児童相談所における児童福祉司の配置人数について、ご自分のお考えに近い番号に〇印をつけて下さい。(1つだけ〇)

- 1.業務を行うのに現在の配置人数で問題ない
- 2.業務を行うのに現在の配置人数ではやや問題がある
- 3.業務を行うのに現在の配置人数では大変問題がある

---3-1 同3で「2.やや問題がある」、「3.大変問題がある」と答えた方にお聞きします。その理由を強く感じるものから順に下記の回答欄にあてはまる番号をご記入下さい。(優先順位付き複数回答)

- 1.人数が足りないため、通告・相談に対し即応体制がとれない
- 2.人数が足りないため、ひとつひとつのケースに丁寧に対応できない
- 3.人数が足りないため、自己研修の時間がとりにくい
- 4.人数が足りないため、休暇がとりにくい
- 5.その他(具体的に記入下さい)

1番目の理由【 】 2番目の理由【 】 3番目の理由【 】

4. 近年、子どもへの虐待に関する児童相談所の役割に関心が高まっていますが、ご自分が強く感じるものから順に下記の回答欄にあてはまる番号をご記入下さい。(優先順位付き複数回答)

- 1.児童相談所への関心が高まることは好ましいと思う
- 2.児童相談所への関心が高まることは好ましくないと思う
- 3.職員の人数を増やさずに期待だけされても困る
- 4.職員の専門性を高めずに期待だけされても困る
- 5.マスコミによる虐待ケース対応に関する報道内容はおおむねそのとおりである
- 6.マスコミによる虐待ケース対応に関する報道内容は一方的なもので間違いが多い

1番目に感じるもの【 】 2番目に感じるもの【 】 3番目に感じるもの【 】

5. 「虐待の通告」はどのようなかたちが正式な通告だとお考えですか。ご自分のお考えにあてはまる番号にすべて○印をつけて下さい。(複数回答)

- 1.電話および来所・文書によるものの場合 2.来所・文書によるものの場合
3.電話による訴えだけの場合

6. あなたは立入調査を行ったことがありますか。(1つだけ○)

1. 1回だけある 2. 複数回ある 3. ない

7. 立入調査を躊躇する理由として、強く感じるものから順に下記の回答欄にあてはまる番号をご記入下さい。(優先順位付き複数回答)

- 1.立入調査を行うと保護者との摩擦が大きくなり後の関わりが難しくなる
2.立入調査権を発動しても保護者が応じてくれるかわからないので実際の効力に疑問があり、他の手だてをとる方が現実的である
3.虐待の確証が得られないので行えない
4.上司の同意が得られない
5.所長の同意が得られない
6.立入調査権の発動に関し、当児童相談所では所長に委任されていないので、本庁への手続きに手数がかかる

1番目の理由【___】 2番目の理由【___】 3番目の理由【___】

8. 虐待に関する初期の調査・情報収集・保護者への対応の際の所内のチーム体制の原則について、あてはまる番号に○印をつけて下さい。(1つだけ○)

1. 1人で担当する 2. 2人以上で担当する
3. その他 (具体的にご記入下さい)

9. 通告を受けて行う初期の調査・対応の体制についてご自分のお考えに近い番号に○印をつけて下さい。(1つだけ○)

- 1.初期の調査・対応には、各児童相談所に特別な専門チームが必要である
2.初期の調査・対応には、各児童相談所の管轄を越えた広域の特別な専門チームが必要である
3.初期の調査・対応には、児童相談所の担当福祉司がそれぞれ行えばよい

10. 虐待ケースの対応をよりよくするために必要な点は何ですか。重要なものから順に下記の回答欄にあてはまる番号をご記入下さい。(優先順位付き複数回答)

- 1.児童福祉司の増員 2.詳細な立法化 3.十分な初任者研修 4.十分な現任研修
5.さらに詳細なマニュアル 6.さらに詳細な国の通知 7.弁護士との児童相談所への配置
8.警察との連携 9.児童相談所の法的権限の強化 10.市民の理解 11.特になし
12.その他 (具体的にご記入下さい)

1番目に重要な課題【___】 2番目に重要な課題【___】 3番目に重要な課題【___】

11. 他児童相談所・他機関・専門職との連携における課題は何ですか。重要なものから順に下記の回答欄にあてはまる番号をご記入下さい。(優先順位付き複数回答)

- 1.虐待の認識の統一 2.役割分担の明確化
3.児童相談所以外の機関の認識・理解の向上 4.日常的な情報交換の場の設定
5.プライバシーの厳守 6.他機関との連携マニュアルの作成
7.警察との協力の促進 8.子どもの問題に詳しい弁護士の協力
9.福祉事務所・家庭児童相談室の活用 10.各機関内部での調整
11.他機関・多職種による合同研修の実施 12.児童相談所相互の連携の促進
13.特になし 14.その他 (具体的にご記入下さい)

1番目に重要な課題【___】 2番目に重要な課題【___】 3番目に重要な課題【___】

12. スーパービジョンにおける課題は何ですか。重要なものから順に下記の回答欄にあてはまる番号をご記入下さい。(優先順位付き複数回答)

- 1.役職にとらわれないスーパーバイザーの設定が必要
2.児童相談所外の専門家によるスーパービジョンが必要
3.スーパービジョンの時間がとれない
4.その他 (具体的にご記入下さい)
5.特になし

1番目に重要な課題【___】 2番目に重要な課題【___】

13. 虐待ケースにおけるご自分のお考えに近い番号に○印をつけて下さい。

a)一時保護について(どちらか近い方に○)

- 1.父親が虐待者で母親は虐待者でない場合、できれば一時保護を避け在宅指導で対応するのが望ましい
2.父親が虐待者で母親は虐待者でない場合、できれば一時保護を行うことが望ましい

b)一時保護について(どちらか近い方に○)

- 1.母親が虐待者で父親は虐待者でない場合、できれば一時保護を避け在宅指導で対応するのが望ましい
2.母親が虐待者で父親は虐待者でない場合、できれば一時保護を行うことが望ましい

c)一時保護について(どちらか近い方に○)

- 1.子どもの安全が確信できない場合で保護者の同意が得られない場合は、一時保護はせず在宅で関わりを継続する方が望ましい
2.子どもの安全が確信できない場合で保護者の同意が得られない場合は、一時保護をする方が望ましい

d)立入調査について(どちらか近い方に○)

- 1.立入調査は親子分離につながるから子どもを保護するためには他の手段で対応すべきである
2.立入調査は親子分離になるとしても子どもを保護するために必要ならば行うべきである

e) 親子分離について(どちらか近い方に○)

1. 親子分離は最後の手段でありなるべく避けるべきである
2. 親子分離は対応の一方法として積極的に行うべきである

f) 児童相談所の勤務体制について(3つのうち近いもの1つに○)

1. 早急に、虐待ケースに関しては24時間即応できるような勤務体制をとるべきである
2. 将来は、虐待ケースに関しては24時間即応できるような勤務体制をとるほうがよい
3. 現在の勤務体制で、虐待ケースに関しては対応できる

g) 児童福祉司の任用資格について(4つのうち近いもの1つに○)

1. 児童福祉司は必ず福祉専門職採用すべきである
2. 児童福祉司は必ずしも福祉専門職採用でなくてもよい
3. 児童福祉司は福祉専門職採用でなくともよいが任用資格を厳格に適用すべきである
4. 児童福祉司の採用・任用とも現状のままでよい

主任児童委員との連絡についておきします

14. 主任児童委員と連絡をとっていますか。(1つだけ○)

1. 頻繁に連絡している
2. 時々連絡している
3. ほとんど連絡していない
4. 全く連絡していない

14-1 主任児童委員と連絡をとるのはなぜですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1. 児童福祉司の不足から | 2. 児童福祉司より家庭訪問を行いやすいケースがあるから |
| 3. その後の在宅支援につなげるため | 4. 児童相談所が前面に出ると虐待の事実を隠されてしまうから |
| 5. 地域の情報に詳しいから | 6. よく知っている主任児童委員がいるから |
| 7. 在宅指導の状況把握に適任のため | 8. 協力者を一人でも増やしたいから |
| 9. 専門性があるから | 10. 児童福祉司は主任児童委員への「スーパーバイズ」の役割があるから |

14-2 主任児童委員と連絡をとらないのはなぜですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|----------------------|------------------------|----------------|
| 1. 連絡がとりにくいから | 2. 福祉司が自分で対処する方が迅速だから | 3. 専門性に不安があるから |
| 4. 情報の守秘に不安があるから | 5. 役立つ情報が得られないから | |
| 6. 民生委員・児童委員に任せているから | 7. 地域の主任児童委員を把握していないから | |

15. 主任児童委員は虐待ケースの発見・通告に機能していると思いますか。(1つだけ○)

1. 十分に機能している
2. 機能している
3. ほとんど機能していない
4. 全く機能していない

16. 主任児童委員との連絡を促進するためには何が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 1. 児童相談所に直接所属 | 2. 民生委員との役割分担の明確化 |
| 3. 研修制度と内容の充実 | 4. 主任児童委員の活動拠点となるセンター設置 |
| 5. 行政や社会福祉協議会への協力活動を軽減 | 6. さらに年齢の若い人材の登用 |
| 7. 児童福祉司と主任児童委員が日常的に顔を合わせる場の設定 | |
| 8. 守秘義務の徹底 | 9. 現状のままでよい |
| 10. その他 (具体的にご記入下さい) | |

17. 虐待ケースにおける下記の児童福祉司の業務に関し、ご自分が感じる困難度についてあてはまる番号に○印をつけて下さい。(①から⑩までそれぞれ1つずつ○)

	やりやすい	やりにくい
①他機関との連携	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
②児童相談所内の連携	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
③他の児童相談所との連携	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
④虐待ケースの調査	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
⑤一時保護	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
⑥在宅指導	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
⑦施設措置の過程	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
⑧里親委託の過程	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
⑨施設措置されているケースの現況把握・指導	1 - 2 - 3 - 4 - 5	
⑩里親委託されているケースの現況把握・指導	1 - 2 - 3 - 4 - 5	

18. 施設措置・里親委託ケースについておきします(虐待ケースを含むすべてのケース)

施設措置・里親委託された子どもについて、あてはまる番号を下記の選択肢から選んでご記入下さい。
(施設種別で担当を分担している相談所はご自分の分担施設でご回答下さい)

a) 施設措置された担当の子どもとおおむねどのくらいの頻度で顔を合わせていますか。

頻度の高いケース【 】 頻度の低いケース【 】

b) 里親委託された担当の子どもとおおむねどのくらいの頻度で顔を合わせていますか。

頻度の高いケース【 】 頻度の低いケース【 】

選択肢

- | | | | |
|-------------|---------------------|------------|-------------|
| 1. 数年に1回程度 | 2. 1年に1回程度 | 3. 半年に1回程度 | 4. 3か月に1回程度 |
| 5. 1か月に1回程度 | 6. その他 (具体的にご記入下さい) | 回程度) | |

19. 児童福祉審議会諮問についてご自分のお考えに近い番号に○印をつけて下さい。(1つだけ○)

1. 積極的に活用したい
2. あまり活用する気はない
3. 全く活用する気はない
4. よくわからない

20. 以下の3つの通知・虐待対応の手引きの評価についてあてはまる番号に○印をつけて下さい。

①平成9年6月20日付けの厚生省児童家庭局長通知(児発第434号通知)

「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」

- a) 通読 1.全文読んだ 2.一部読んだ 3.読んでいないが要点は知っている 4.知らない
- b) 全体の印象(1つだけ○)
- 1.適切である 2.理解できるが現実合っていない 3.記述内容がわかりにくい
4.記述内容が詳細すぎる 5.記述内容があいまいである 6.特になし
- c) 業務への効果
- 1.大変役に立った 2.やや役に立った 3.ほとんど役に立たなかった 4.全く役に立たなかった

②平成10年3月31日付厚生省児童家庭局企画課長通知(児企第13号通知)

「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」

- a) 通読 1.全文読んだ 2.一部読んだ 3.読んでいないが要点は知っている 4.知らない
- b) 全体の印象(1つだけ○)
- 1.適切である 2.理解できるが現実合っていない 3.記述内容がわかりにくい
4.記述内容が詳細すぎる 5.記述内容があいまいである 6.特になし
- c) 業務への効果
- 1.大変役に立った 2.やや役に立った 3.ほとんど役に立たなかった 4.全く役に立たなかった

③平成11年3月29日付厚生省児童家庭局企画課長通知(児企第11号通知)

『子ども虐待対応の手引き』(※小冊子『子ども虐待防止の手引き』ではありません)

- a) 通読 1.全文読んだ 2.一部読んだ 3.読んでいないが要点は知っている 4.知らない
- b) 全体の印象(1つだけ○)
- 1.適切である 2.理解できるが現実合っていない 3.記述内容がわかりにくい
4.記述内容が詳細すぎる 5.記述内容があいまいである 6.特になし
- c) 業務への効果
- 1.大変役に立った 2.やや役に立った 3.ほとんど役に立たなかった 4.全く役に立たなかった

d) 手引きの所有(あてはまるものすべてに○)

- 1.個人に配布された手引きを持っている 2.配布された共同使用の手引きが複数ある
3.個人で手引きを購入した 4.共同で手引きを購入した 5.児童相談所に1冊だけある 6.わからない

e) 使用頻度 1.日常的に使っている 2.時々使っている 3.あまり使っていない 4.全く使っていない

f) 分量 1.今のままでよい 2.もっと簡潔で少ない方がよい 3.もっと詳細で多い方がよい

g) 今後新たに必要内容(一番必要なもの1つに○)

- 1.法的な規定や解釈のより詳しい説明 2.援助方法のより具体的な説明
3.ビデオなど視覚教材を使用した援助の詳細な説明 4.長期にわたる事例に基づくマニュアル
5.虐待の判断基準のより詳しい説明 6.特になし
7.その他(具体的にご記入下さい)

基本属性

本調査は無記名でお願いしておりますが、調査結果の分析のために下記の基本的な属性に關しましてご記入をお願い申し上げます。なお、このデータによって個人が特定されることは絶対ありませんので何卒ご協力の程お願い申し上げます。

21. 性別 : 1.男 2.女

22. 年齢 : 20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代

23. a) 児童相談所における通算勤務年数 : 通算【 】年

b) 児童相談所以外で福祉関係現場における通算経験年数 : 通算【 】年

c) 現在の児童相談所に勤務する前はどちらの部署にご勤務されておりましたか。(1つだけ○)

- 1.他の児童相談所 2.福祉事務所
3.児童福祉関係(障害児含む)の部署・施設(具体的にご記入下さい) 部局
4.児童領域以外の福祉関係の部署・施設(具体的にご記入下さい) 部局
5.その他の部署・施設(具体的にご記入下さい) 部局

24. 児童相談所内で他の職員のスーパーバイズ(指導・訓練・教育)を役職としてご担当されていますか。

- 1.担当している 2.担当していない

25. 児童福祉司の任用資格・学習経験

a) 児童福祉司へは下記のうちのどの号の資格によって任用されましたか。(法第11条の2)(1つだけ○)

- 1.厚生大臣の指定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者
2.大学において心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
3.医師
4.社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
5.前各号に準ずる者であつて、児童福祉司として必要な学識経験を有するもの

b) 大学での専攻(主なもの1つだけ○)

- 1.社会福祉学 2.心理学 3.教育学 4.社会学 5.保育学 6.児童学 7.その他 8.大学は行っていない

26. 都道府県名(政令市の場合は市名) 【 】都・道・府・県・市

27. 虐待への対応についてお感じになっておられることをおきかせ下さい。

★お忙しいところご協力誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます★